

2025年5月7日

各 位

会 社 名	株式会社バッファロー	
代 表 者 名	代表取締役 社長執行役員CEO 牧 寛之 (コード番号：6676)	
問 合 せ 先	社長室長	富谷 英人
	電話 03-4213-1122	

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役および執行役員に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、取締役を対象とする本制度の導入については2025年6月25日開催予定の第39期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）及び当社の執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、対象取締役を対象とする本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年6月26日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額500百万円以内とそれぞれご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、対象執行役員に対しては、先行して本制度に基づく当社の普通株式の交付を決議しております。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に対しては、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法、対象執行役員に対しては、上記②の方法（ただし、「対象取締役」を「対象執行役員」に読み替えるものとします。）により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）につき年間25,000株以内、当社の監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員であ

る取締役を除く。)につき年間20,000株以内とし、その報酬総額は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)につき年額50百万円以内、当社の監査等委員である取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く。)につき年額40百万円以内といたします(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。)

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、3年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間としております。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び対象執行役員に対する報酬については当社取締役会において、当社の監査等委員である取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬については当社の監査等委員における協議によって、それぞれ決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与にあたっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、3年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以 上